

# 総務文教常任委員会

平成20年 9月16日

午前9時30分 開会

於大口町役場第1委員会室

## 1. 協議事項

1. 議案第46号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について
2. 議案第47号 大口町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例及び公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
3. 議案第48号 大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
4. 議案第49号 大口町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
5. 議案第53号 平成20年度大口町一般会計補正予算(第3号)(所管分)
6. 請願第2号 学校規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める請願書

## 2. 出席委員は次のとおりである。(8名)

委員長	柘植 満	副委員長	丹羽 勉
委員	田中 一成	委員	岡 孝夫
委員	齊木 一三	委員	吉田 正輝
委員	木野 春徳	委員	酒井 久和

## 3. 欠席委員は次のとおりである。(なし)

## 4. 委員会条例第17条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	酒井 鎧	副町長	社本 一裕
教育長	井上 辰廣	政策調整室長 兼総務部長	森 進
政策調整室 参事兼 政策調整課長	大森 滋	総務部参事 兼情報課長	小島 幹久
会計管理者	前田 守文	教育部長	三輪 恒久
教育部参事	野田 敏秋	行政課長	前田 正徳
企画財政課長	掛布 賢治	税務課長	松浦 文雄
生活課長	村田 貞俊	学校教育課長	近藤 孝文
生涯学習課長	近藤 定昭	行政課長補佐	丹羽 武弘

企画財政課長 服部 昭彦  
補佐  
税務課長補佐 櫻井 敬章

企画財政課長 松井 宏之  
補佐

5. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 近藤 登

議会事務局長 佐藤 幹広  
次

(午前 9時30分 開会)

○委員長(柘植 満君) おはようございます。

早朝より、本日の総務文教常任委員会に御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

きょうは5議案と請願1件となっておりますので、慎重審査をよろしくお願ひ申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

町長あいさつ。

○町長(酒井 鉄君) 改めまして、おはようございます。

本日は、早朝より委員長さん初め委員の皆様方に御参集いただき、総務文教常任委員会を開催いただきましてまことにありがとうございます。

委員長さんから御案内がありましたように、5案件と請願1件について御審査をいただきます。よろしくお願ひを申し上げ、ごあいさついたします。

○委員長(柘植 満君) それでは、本会議において提案説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りたいと思います。異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(柘植 満君) 異議なしと認めます。

議案第46号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について、質問ございませんか。

(挙手する者あり)

○委員長(柘植 満君) はい、田中委員。

○委員(田中一成君) 本会議で説明を受けましたけれども、なかなか複雑で頭の中によく入っておりませんので、47号もですけれども、もう一度御説明をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員長(柘植 満君) 行政課長。

○行政課長(前田正徳君) 田中委員さんから議案第46号の改正の内容についての説明という御質問がありました。この案を提出するのは、地方自治法の一部を改正する法律が平成20年6月18日に公布されたことに伴い、関係条例を整理するというものでありまして、その中で、まず第1条関係で説明させていただきますが、大口町議会政務調査費交付に関する条例の一部改正であります。これは、地方自治法の改正がございまして、第100条に第12項が新設されました。その新設の内容は、議会活動範囲の明確化を規定するものであります。その12項が新設されたことによりまして、1項ずつ繰り下げられたものであります。

そこで、新旧対照表を見ていただきますと、100条の第13項及び第14項が第14項及び第15項に改正

されるということであります。

続きまして第2条関係ですが、大口町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正であります。これは、地方自治法203条に議会の議員さん及び行政委員会等委員さんの報酬の支給方法の規定がございます。これを今回の自治法の改正によりまして、行政委員会委員さんらの報酬は203条の2として新設されました。そこで、203条には議員さんの報酬に係る規定だけとなりました。

それと同時に、議員さんに係る「報酬」は「議員報酬」というように名称が改められました。そこで、字句の改正がございます。

それから第3条関係ですが、大口町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。これは、ただいま申し上げました203条が203条と203条の2に分割されたことによりまして、旧の方では203条として、その1条の中では、議会の議員を除くということで、要は行政委員会の委員さんだけであったものですので、それが改めて203条の2になったということで、これを新の方で203条の2に改めるものであります。

続きまして、第4条は大口町特別職報酬等審議会条例の一部改正であります。これにつきましても、先ほど申し上げたとおり、議会の議員さんの「報酬」が「議員報酬」と改められたものであります。

第5条関係、大口町職員の旅費に関する条例の一部改正であります。これは、職員の随行についてであります。町長、副町長、教育長並びに法第203条に規定する職務にある者ということで、この203条が先ほど申しましたが、203条と203条の2に分割ということで、新の方では両方の条項に改正されるというものであります。

条例改正の概要については以上でございます。

(挙手する者あり)

○委員長(柘植 満君) 田中委員。

○委員(田中一成君) 最後の第5条関係ですけれども、随行職員の旅費というのは、町長や副町長及び教育長に随行した場合は、町長や副町長や教育長と同じ旅費を支給する、そういう意味ですか、これは。

○委員長(柘植 満君) 行政課長。

○行政課長(前田正徳君) そのとおりでございます。町長、副町長に随行した場合、あるいは議員さんに随行した場合、それぞれその町長、副町長、教育長、議員さんの日当、旅費に相当する額、同じ額が支払われるものであります。以上です。

(挙手する者あり)

○委員長(柘植 満君) 田中委員。

○委員（田中一成君） そうすると、今までと旅費は、随員職員はどのように変わるんですか。

○委員長（柘植 満君） 行政課長。

○行政課長（前田正徳君） 今までとは変わっておりません。

（挙手する者あり）

○委員長（柘植 満君） 田中委員。

○委員（田中一成君） 改正しても、随員職員に対する旅費については、今までも町長、副町長及び教育長に随員した場合は、それらの皆さんと同じ旅費を支給していたんですか。

○委員長（柘植 満君） 行政課長。

○行政課長（前田正徳君） そのとおりであります。今までも同じ額が支払われておりました。今回は、自治法の203条と203条の2の二つに分割されることによって、その条項が改正されるだけでありまして、支払われる旅費については、従来も随員者は同じ額を払われております。町長、副町長、教育長、議員さんと随員する場合ですね。

○委員長（柘植 満君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（柘植 満君） それでは、ないようですので、採決をとります。

議案第46号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について、賛成の方の挙手を願います。

（賛成者挙手）

○委員長（柘植 満君） 全員賛成をもって、議案第46号は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第47号 大口町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例及び公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について、質問ございませんか。

（挙手する者あり）

○委員長（柘植 満君） 酒井委員。

○委員（酒井久和君） 地縁団体についてちょっと教えていただきたいと思います。

地縁団体は、現在幾つぐらいあるわけでしょうか。そして、それはどのような形で管理されておりますか。

○委員長（柘植 満君） 行政課長。

○行政課長（前田正徳君） 地縁団体の数と、その内容についての質問がございました。

地縁団体は、現在7団体ございます。平成5年に大御堂の自治会が設立認可されまして、それから最新では今年の1月に、これも大屋敷ですが、本郷の自治会が設立認可されたというところであります。

それから地縁団体の管理についてという御質問ですが、地縁団体の登録の申請が初めにございま

す。申請があつて、その申請書類から地縁団体の名称、事務所の所在地、それから登録資格、代表者の氏名、代表者の生年月日、そういったことを確認しまして登録させていただきます。登録後は、認可地縁団体印鑑の台帳を私どもで作成しております。その台帳に記載し、管理しております。また、その代表者がかわるときは変更の申請をいただいて、台帳も修正させていただくものでございます。以上です。

(挙手する者あり)

○委員長(柘植 満君) 酒井委員。

○委員(酒井久和君) 台帳をつくって管理しているということですが、台帳の内容というのは資産の状況を把握されておるわけですか。

○委員長(柘植 満君) 行政課長。

○行政課長(前田正徳君) 台帳には、その目的、あるいは代表者の名前、生年月日等がございまして、資産については記載されておりません。町の方では、地縁団体を登録させていただいて、その地縁団体が資産を所有しようとする場合に、本町で団体としての証明を申請されるわけですが、私どもがその団体の証明書をお渡しすると、その団体が法務局の方に土地、あるいは家屋の取得といいますか、登記の手続をされると。登記が完了した場合であっても、どこの土地、どこの建物を取得したかという報告は町の方にはございません。以上です。

○委員長(柘植 満君) それでは、質問もないようですので、採決をとります。

議案第47号 大口町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例及び公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について、賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(柘植 満君) 全員賛成をもって、議案第47号は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第48号 大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、質問ございませんか。

(挙手する者あり)

○委員長(柘植 満君) 田中委員。

○委員(田中一成君) 大口町の職員さんは、この条例改正に伴って何かかわりがあるんでしょうか。

○委員長(柘植 満君) 行政課長。

○行政課長(前田正徳君) 今回の改正につきましては、公庫の予算及び決算に関する法律第1条に規定する公庫、これが沖縄振興開発金融公庫に改めるという事柄だけでございまして、職員についての影響は従前と変わりません。

○委員長(柘植 満君) 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(柘植 満君) それでは、ないようですので、採決をとります。

議案第48号 大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(柘植 満君) 全員の賛成をもって、議案第48号は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第49号 大口町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、質問ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(柘植 満君) それでは、ないようですので、採決をとります。

議案第49号 大口町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(柘植 満君) 全員の賛成をもって、議案第49号は可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第53号 平成20年度大口町一般会計補正予算(第3号)(所管分)について、歳入歳出一括で行いたいと思います。

それでは、質問ございませんか。

(挙手する者あり)

○委員長(柘植 満君) 田中委員。

○委員(田中一成君) 住民税を来年度から年金から天引きをするための電算システムの開発委託料等が計上されておりますけれども、既に介護保険料と後期高齢者医療保険料が天引きされるということになっておりますけれども、この住民税については年金額が月額幾ら以上とか、あるいはそれらの保険料と合わせて2分の1以上にならない場合とかいうようなことがあるんだろうと思いますけれども、憲法第25条で規定されているように、国民すべての皆さんに健康で文化的な最低限度の生活が保障されているわけです。そういう中で月額1万5,000円以上というような低い年金の人たちに次から次へと年金から天引きだというようなことは、生活費非課税という物の考え方から逸脱しているように思うんですけれども、この住民税の天引きはどういう場合に天引きができて、どういう場合には天引きができないのか、それをちょっとお尋ねします。

それから一括ですからほかのことも、一つは元校長先生の大脇先生の御家族から100万円の御寄附があったということですが、バックネットフェンスですか、何か防球フェンスのために使わせてもらうということですが、せっかくの御寄附を消耗品みたいなフェンスに使ってしまうというのはいかがなものかなあと。100万円で足りなければ、少し継ぎ足すとかしながら、モニュメント

までいかないですけれども、何か記念的なものになるような、そういうことで御遺族の意思にきちんとこたえるような使い道は、せつかくの志ですので、ないのかなあという気がするんですけれども、そこら辺はいかがなものでしょうか。以上です。

○委員長（柘植 満君） 税務課長。

○税務課長（松浦文雄君） 田中委員さんより御質問を受けました。

今回、補正の方の歳出ということで、普通徴収に係る公的年金の引き落としといたしますか、その件について、確かに後期高齢、保険料が10月から引き落としの予定になっております。その中で、さきの6月議会の折に議決をいただいて、来年の21年の10月から施行が決まっております。その中で、全員の住民の方がというわけではなく、減免の規定の中に、今ちょっと手元に資料はあれですけど、たしか80万円以下の方は天引きに該当しないということで記憶がございます。以上です。

○委員長（柘植 満君） 学校教育課長。

○学校教育課長（近藤孝文君） フェンス購入の件について御説明させていただきます。

御寄附をいただいたと同時に、学校と協議させていただきました。学校からいろいろ話があったんですけど、今回、この防球ネットが学校として欲しいということで、学校要望として上げさせていただきました。以上です。

（挙手する者あり）

○委員長（柘植 満君） 田中委員。

○委員（田中一成君） 年金の額が年額80万円以下の人は天引きをしないということですが、今計算しますと、80万円を12で割りますと6万6,666円。6万6,666円でも、介護保険料などはここから天引きされていくわけです。もし一人で生活をしておられる方ですと、これは生活保護基準以下ですよ。そういう人に対しても、住民税までも天引きをするということは、大変経済的弱者である高齢者の皆さんに冷たい仕打ちに過ぎないかというふうに思うんですが、ちなみに今、高齢でひとり住まいの高齢者の皆さんですと、お話を聞きますと、住宅家賃を除くと、以前は7万7,000円ほどの支給があったけれども、今は7万2,000円ほどに減額されていると。大変苦しいと。その上、医療機関に通院する場合、やむなくタクシーに乗ったり何かする場合でも、そうした通院費もこの尾張管内では支給をしないということで県から言われているというようなことで、大変厳しい生活を余儀なくされている現状がありますが、そういう人たちよりも低いんですね、6万6,666円というのは。それよりもちょっとでも年金額がある人については、問答無用で住民税を天引きするというようなことではなくて、分納とか延納とか、そういうことで普通徴収などの選択をする余地を少なくとも私は残しておくべきだというふうに思うんですが、そういう規定はないんですか。

○委員長（柘植 満君） 税務課長。

○税務課長（松浦文雄君） 今、年額80万円と言いましたけど、数字をちょっと勘違いしてござい

た。老齢等の年金給付の年額で18万円以下でしたので、訂正させていただきます。

そのほかとあわせて生活水準が低い方からもというお話がございますけど、今現在としてはそれに係る減免の措置については国からも何も伺っておりません。

(挙手する者あり)

○委員長(柘植 満君) 田中委員。

○委員(田中一成君) 80万円じゃなくて18万円ということは、月額1万5,000円の年金があれば、この住民税も天引きさせてもらいますよということですが、今までの介護保険料や後期高齢者医療保険料が1万5,000円の2分の1以上になる場合には云々という除外規定があるはずなんです。それとこの住民税とのかかわりで言うと、やはりそんなふうな規定があるはずだと思うんですが、そこら辺をちょっと説明していただきたいです。

○委員長(柘植 満君) 暫時休憩をいたします。

(午前 9時52分)

---

○委員長(柘植 満君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午前 9時54分)

---

○委員長(柘植 満君) 税務課長。

○税務課長(松浦文雄君) どうもすみません。年金支給額の天引き制度が、そもそも住民税に影響を及ぼすかという質問だったかと思います。

住民税については、所得税、介護保険、健康保険料を控除した後の額が住民税額より大きい場合においては特別徴収の対象となるとなっております。

(挙手する者あり)

○委員長(柘植 満君) 田中委員。

○委員(田中一成君) よくわからないんですが、たしか私の記憶では、月額1万5,000円の2分の1以上に介護保険料や後期高齢者医療保険料を合わせた額が上る場合には、これは天引きの対象にしないという規定が既にあると思うんですが、それに今度は住民税が加わってくるものですから、この住民税も含めて多分1万5,000円の2分の1以上になる場合には天引きはしないということぐらいの規定はあるんじゃないかと思って質問したんですが、今の御説明ではちょっとわからないんですが、もう一度説明してください。

○委員長(柘植 満君) 税務課長。

○税務課長(松浦文雄君) 今ちょっと調べておりますので、すぐに報告させていただきます。

○委員長(柘植 満君) じゃあ、この件はしばらく時間をいただくということで、ほかに御質問ござ

いませんか。

教育長。

○教育長（井上辰廣君） 先ほどの田中委員さんのお話でございますが、まとまったお金だから、何かそういう形のあるものにとこのようなお気持ちじゃないかなあとと思いますが、そのとおりでございます。

実は、御遺族の意思が、新しい中学校をおつくりになったところですから、本当に必要なものに使っていただけたら大変ありがたいという御意思でございますが、一番今必要なものは何かということで話を進めたというふうに思っております。

それで、ネットでございますが、幅が3メートル、高さ2メートルというネットで、私も現場におるとき、たしか5万円ぐらい、一つがしたんじゃないかなあと。運動場でいろんな部活等をやるものですから、ボールが飛んできたりして当たるということで、順次ふやして行って、大分お金がかかるなあとこのことを思っていたんですが、今度は22枚ということでありますので、移動式の大型ネットというふうになるのではないかと。3メートルでありますので、合わせますと66メートルぐらいになりまして、全部並べて使うわけじゃありませんけれども、ある程度まとまった使い方ができるんじゃないかなあと、こんなふうに思って、学校の方からお話があったということでございまして、御理解がいただけたらと思っております。よろしく申し上げます。

○委員長（柘植 満君） それでは、10時10分まで休憩といたしますので、よろしく願いいたします。

(午前 9時59分)

---

○委員長（柘植 満君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午前10時10分)

---

○委員長（柘植 満君） 税務課長。

○税務課長（松浦文雄君） 田中委員さんに、公的年金の減免と申しますか、それに係る控除の仕方についての質問を受けました。

まだ、これはうちの担当者が地方税の事務協議会、地方税電子化協議会の検討課題のQ&Aの中の回答でありまして、その中でいきますと、介護保険料と国保保険料の合算額、または介護保険料と後期高齢者保険料との合算額が支払いの金額の2分の1を超える場合においては、先ほど委員さんが言われましたとおり国保税、または後期高齢者医療保険料については特別徴収は行われません。住民税においては、所得税及び介護保険料を控除した後の額が住民税額より大きい場合に、特別徴収の対象となるというのが協議会の回答となっております。

(挙手する者あり)

○委員長(柘植 満君) 田中委員。

○委員(田中一成君) もう一度言ってください。難しい。

○税務課長(松浦文雄君) 介護保険料と後期高齢者医療の合計額が、支払い金額の2分の1を超える場合にあっては、国保、後期高齢者医療の保険料は特別徴収、天引きはしないですと。住民税においては、所得税と介護保険料を控除した後の額が住民税より大きい場合に特別徴収の対象となり得となっております。

(挙手する者あり)

○委員長(柘植 満君) 田中委員。

○委員(田中一成君) 繰り返しますと、所得税と介護保険料の合計額が住民税の額より上回る場合ですか、住民税の方が上回る場合ですか。その場合は天引きの対象にしないと。

○委員長(柘植 満君) 税務課長。

○税務課長(松浦文雄君) 住民税額より大きい場合に、特別徴収の対象者となるということです。

○委員長(柘植 満君) もう一度、少し大きい声で。

○税務課長(松浦文雄君) 所得税と介護保険料を引いた、控除した後の額が、残った金額が住民税額より大きい場合に特別徴収の対象となると。引いて残った額が住民税より大きい場合です。

(挙手する者あり)

○委員長(柘植 満君) 田中委員。

○委員(田中一成君) 所得税と介護保険料を控除した額、年金から所得税と介護保険料を引いた額が住民税の額より大きい場合は、特別徴収の対象になると。

○委員長(柘植 満君) ほかに御質問ございませんか。

(発言する者なし)

○委員長(柘植 満君) それでは、ないようですので、採決をとります。

議案第53号 平成20年度大口町一般会計補正予算(第3号)(所管分)について、賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(柘植 満君) 賛成多数をもって、議案第53号は可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願が出ております。学校規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める請願書が議長あてに提出をされております。

この取り扱いについての御意見を伺いたいと思いますが、紹介議員は丹羽議員となっております。毎年出ているようですけれども、皆さんの御意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

(挙手する者あり)

○委員長（柘植 満君） 田中委員。

○委員（田中一成君） 教育委員会の方で御承知だと思いますけれども、この請願趣旨の内容については現状どんなふうになっているんですか。

○委員長（柘植 満君） 学校教育課長。

○学校教育課長（近藤孝文君） 現況を申し上げます。

現在、定数である40人学級のところを、小学校1年生、2年生に限って35人学級となっております。なお、小学校1年生につきましては平成19年度から、2年生は平成20年度から35人学級となっております。なお、来年、21年度から、中学校1年生に限って35人学級の編制ということに、現在県費による施策が行われようとしておりますので、よろしく願いいたします。

（挙手する者あり）

○委員長（柘植 満君） 田中委員。

○委員（田中一成君） 来年度よりの中学1年生の35人学級、それから既に実施している小学校1年生、2年生の35人学級、これらはいずれも県費によるものであって、国については何の負担もしていないということでしょうか。

○委員長（柘植 満君） 学校教育課長。

○学校教育課長（近藤孝文君） いずれも県費による施策であると理解しております。

○委員長（柘植 満君） 皆さん、どうでしょうか。

毎年これは提出をされておまして取り上げておりますが、ことしもそのようでもよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（柘植 満君） それでは、採択という意見がございましたので、採択させていただきます。

それでは、暫時休憩をお願いいたします。

（午前10時17分）

---

○委員長（柘植 満君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前10時19分）

---

○委員長（柘植 満君） それでは、学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める意見書（案）を配らせていただきました。このような内容で提出をしたいと思いますが、皆さんこれでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（柘植 満君） ありがとうございます。それではまた後ほど署名をお願いしたいと思います。

す。

以上をもちまして、付託を受けました議案は全部終了いたしました。

これをもって総務文教常任委員会を閉会といたします。

(午前10時20分 閉会)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

総務文教常任委員会

委員長 柘植 満